

衆議院環境委員会議録第八号

平成二十八年四月十五日(金曜日)

午後零時四十五分開議

出席委員

委員長 赤澤 亮正君

理事 伊藤信太郎君 理事 石川 昭政君

理事 北川 知克君 理事 助田 重義君

理事 藤原 崇君 理事 福田 昭夫君

理事 松田 直久君

穴見 陽一君 小倉 將信君

鬼木 誠君 神山 佐市君

田中 和徳君 高橋ひなこ君

寺田 稔君 比嘉奈津美君

福山 守君 堀内 詔子君

前川 恵君 吉野 正芳君

菅 直人君 中島 克仁君

真山 祐一君 塩川 鉄也君

遠藤 敬君 小沢 鋭仁君

玉城デニ君

環境大臣 丸川 珠代君

環境副大臣 平口 洋君

環境大臣政務官 鬼木 誠君

環境委員会専門員 関 武志君

委員の異動

四月十五日

辞任

白石 徹君

堀井 学君

牧原 秀樹君

河野 正美君

同日

辞任

神山 佐市君

比嘉奈津美君

補欠選任

比嘉奈津美君

堀内 詔子君

神山 佐市君

遠藤 敬君

補欠選任

牧原 秀樹君

白石 徹君

堀内 詔子君 堀井 学君
遠藤 敬君 河野 正美君

四月六日

建設アスベスト問題の早期解決と被害者の救済に関する請願(近藤昭一君紹介)(第二二七号)は本委員会に付託された。

四月十五日

新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(茨城県石岡市議会)(第二八〇九号)

新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(茨城県小美玉市議会)(第二八一〇号)

新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(茨城県茨城町議会)(第二八一一号)

食品廃棄物の適正処分の徹底を求める意見書(長野県議会)(第二八一二号)

地球温暖化の防止等に向けた適切な取組を求める意見書(愛媛県議会)(第二八二三号)

新漏水保病全被害者の救済と問題解決に関する意見書(新潟県五泉市議会)(第二八一四号)

新漏水保病全被害者の救済と問題解決に関する意見書(新潟県阿賀野市議会)(第二八一五号)

廃棄食品の不正転売防止と食の安全の確保に関する意見書(名古屋市長市議会)(第二八一六号)

本日の会議に付した案件
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○赤澤委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、委員会を代表して一言申し上げます。

このたびの平成二十八年熊本地震により亡くなられた方々と御遺族の皆様には深く哀悼の意を表します。

また、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、負傷された方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をさせていただきます。

全員御起立願います。――黙禱。

〔総員起立、黙禱〕

○赤澤委員長 黙禱を終わります。御着席願います。

趣旨の説明を聴取いたします。丸川環境大臣。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○丸川国務大臣 まず冒頭、昨日二十時二十六分ごろ、熊本地方を震源とする地震においてお亡くなりになられた皆様方、また御遺族の皆様方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年十二月、二〇二〇年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。これは、歴史上初めて、全ての国が参加する公平な合意です。

我が国は、パリ協定に先立ち、昨年七月に、温室効果ガスを二〇三〇年度に二〇一三年度比で二六%、二〇五〇年度比で二五・四%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。

この目標の達成のため、家庭、業務部門においてはおよそ四割という大幅な排出削減が必要です。そのため、国として、地球温暖化の現状や対策への理解と機運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となります。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものです。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、地球温暖化対策計画に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進に関する基本的事項を追加します。

第二に、同じく地球温暖化対策計画に定める事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を追加します。

第三に、都道府県及び市町村が策定することとされている地方公共団体実行計画について、共同して策定することができる旨を規定します。あわせて、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出

「」に改め、同項第二号中「その区域」を「その利

ない製品及び役務の利用その他のその区域」に改め、同項第三号中「公共交通機関」を「都市機能の

集約の促進、公共交通機関」に改め、同条第八項中「遅滞なく」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第十項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条を第二十一条とする。

附則第二条中「、京都議定書第六条」に規定する事業及び「及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引」を削る。

附則第四条中「平成二十七年」を「平成三十一年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第二十条の三第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の一部改正)

第三条 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第二十条の二第一項」を「第二十条第一項」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改

正)

第四条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第五条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十項中「第二十条の三第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

地球温暖化対策の強化を図るため、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に係る規定の整理等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月九日印刷

平成二十八年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A